

昭和52年5月28日付け基発第307号「振動障害の認定基準について」より抜粋

別添 2.

検査成績の評価について

1. 末梢循環障害

次の各号(1)～(3)の検査結果を総合的に判断して、末梢循環機能の異常の有無を判定すること。

(1) 手指の皮膚温

- (1) 常温での皮膚温が明らかに低いもの
- (2) 常温での皮膚温が各指間で明らかな差のあるもの(「各指」)とは、示指、中指、環指及び小指の4指をいう。)
- (3) 冷却負荷中の皮膚温の明らかな低下又は冷却負荷後の皮膚温の回復に明らかな遅延が認められるもの

(2) 爪圧迫

- (1) 常温での爪圧迫テストにおいて、回復時間に明らかな遅延が認められるもの
- (2) 冷却負荷後の爪圧迫テストにおいて、回復時間に明らかな遅延が認められるもの

(3) その他

前記(1)及び(2)の検査のほか、指先容積脈波又はアレンテスト(手掌動脈弓の循環テスト)等の末梢循環機能検査を実施した場合において、それらに明らかな異常が認められるもの

2. 末梢神経障害(感覚障害)

次の(1)から(3)までに掲げる検査結果を総合的に判断して、末梢神経機能(感覚)の異常の有無を判断すること。

(1) 痛覚

- (1) 常温における痛覚テストにおいて、指の痛覚に明らかな鈍麻が認められるもの
- (2) 冷却負荷後の痛覚テストにおいて、指の痛覚閾値に明らかな上昇が認めら

れるもの

③ 冷却負荷後における指の痛覚閾値の回復に明らかな遅延が認められるもの

(2) 指先の振動覚

① 常温における振動覚テストにおいて、指先の振動覚に明らかな鈍麻が認められるもの

② 冷却負荷後の振動覚テストにおいて、指先の振動覚閾値に明らかな上昇が認められるもの

③ 冷却負荷後における指先の振動覚閾値の回復に明らかな遅延が認められるもの

(3) その他

前記(1)及び(2)の検査のほか、温覚、冷覚等の感覚テストを実施した場合において、感覚の明らかな鈍麻等が認められるもの

3. 運動機能障害

次の(1)から(5)までに掲げる検査結果を総合的に判断して、運動機能の異常の有無を判定すること。

(1) 握力

握力の明らかな低下が認められるもの

(2) 維持握力

維持握力の明らかな低下が認められるもの

(3) つまみ力

つまみ力の明らかな低下が認められるもの

(4) タッピング

タッピング機能の明らかな低下が認められるもの

(5) その他

前記(1)から(4)までに掲げる検査のほか、骨、関節、筋肉又は腱等の検査を実施した場合において、それに明らかな異常等が認められるもの

4. 留意事項

- (1) 以上1から3までに掲げる障害の程度を総合判断するに当たっては、次の所見の有無及びその程度並びに1から3までに掲げる障害が外傷その他の原因によるか否かにも十分配意することが必要である。
- ① 手若しくは前腕部の筋萎縮又は手指の拘縮
 - ② エックス線検査による肘関節その他の部位の異常
- (2) 評価に関し使用される用語の意義は次のとおりである。
- ① 「常温」…… $20^{\circ}\text{C} \sim 23^{\circ}\text{C}$ をいう
 - ② 「明らか」……正常範囲を超える又は下回ることが確認される場合をいう。
 - ③ 「閾値」……刺激によって反応がひき起こされる場合には、刺激の強さがある値に達しなければその反応は見られないものである。
この反応の現われる刺激の強さの最低値をいう。
- (3) 検査項目のうちには、加齢の影響があるものもあるので、検査値の評価に当たっては、この点を考慮する必要がある。